

意見書案第 15 号

「特例一時金」を 50 日分に戻し、季節労働者対策の強化を求める意見書

季節労働者の冬期雇用援護制度である通年雇用安定給付金暫定 2 制度が廃止され、加えて、雇用保険の季節労働者向け失業給付である特例一時金 50 日分が 40 日に削減され、いま季節労働者はかつてない厳しい生活を強いられています。

建設関連の冬期失業者を対象とする冬期技能講習の給付金 9 万円および雇用保険の特例一時金 2 割削減による合計 15 万円の収入減は、拾い仕事で厳冬の数ヶ月を乗り切る季節労働者にとって深刻な死活問題となっております。

北海道における季節労働者は未だ 11 万人余と全国の約 6 割を占めますが、特に建設業ではその 95% が専業労働者であり、冬期間の雇用と生活の確保が最重要課題です。

事業の年間平準化や通年雇用化が進まない中で、冬期雇用援護制度の廃止と特例一時金削減だけを先行することは、限りある財政の中で冬期季節労働者対策を進めてきている北海道地域の疲弊を促進させるばかりです。

昨年秋にスタートした国の季節労働者「通年雇用促進支援事業」は、委託条件に阻まれ地域の主体的な事業企画ができず、十分な効果を上げていません。しかも、この事業を通じて、通年雇用に至らない季節労働者が大量に置き去りにされています。

市町村自治体による季節労働者対策である冬期の短期就労事業の拡充は、通年雇用に至らない大多数の季節労働者の雇用と生活の確保、通年雇用化への環境整備として自治体において最重要課題となっており、これへの国の財政措置が必要です。

これら状況から、以下の項目の実現を求めます。

記

1. 雇用保険の特例一時金を 50 日分に戻すこと。
2. 通年雇用促進支援事業について、実施主体である「地域協議会」が主体的な事業を無条件に実施できるよう委託条件の大幅な見直しを行うこと。
3. 自治体における季節労働者対策の冬期事業拡充のために、特別交付税などの財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 9 月 26 日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣